

自主防災組織等活動ガイドライン

自主防災組織とは

「自主防災組織」は、自治会や町内会を中心とした地域住民による任意の防災組織のことです。

大規模な災害が起きた場合、公的機関による緊急対応には限界があります。そのような状況の中では、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域住民一人ひとりの取り組みがとても重要です。

この役割を担う組織が『自主防災組織』です。



組織の設立

(1) 自主防災組織は、設立がスタートラインです。

地域で相談し、町内会や自治会といった既存の組織を活用するなどして、地域のやり方で組織を設立します。組織や規約、事業計画の参考例は市役所防災危機管理課にありますのでご相談ください。

(2) 地域で自主防災組織を設立した場合、市への届け出が必要です。

市では、組織の代表者等に災害時の緊急連絡をする場合があります。組織の届出をお願いします。(届出用紙は市ホームページでもダウンロードできます)

http://www.city.hanamaki.iwate.jp/bosai/bosaik/jishubo_index.html

平常時の活動

(1) 地域内の安全点検と情報共有を行います。

地域内で危険箇所がないか住民の皆さんで点検するとともに、いざという時の避難ルート等を確認し、マップ(地図)に集約して、情報を共有することが災害への備えとなります。

(2) 安否の確認を行うための連絡網を作り、訓練を行います。

- ① 災害時に地域内で各世帯から会長に連絡が集まる仕組みを作ります。
- ② 連絡体制は、各世帯に配布し、いつでも確認できる場所に掲示します。
- ③ 連絡体制ができたなら、1年に2回以上は、情報伝達の訓練を行います。
(災害がいつ発生しても対応できるよう、日中と夜間それぞれに分けて訓練するなどの工夫をしましょう。)
- ④ 地域の一次避難所の開設・運営訓練を行います。

(3) 地域内の援助が必要な方への支援体制をつくります。

- ① 一人暮らしの高齢者や寝たきり等、援助を必要とする方には、地域内

で、あらかじめ支援者を決めておきます。

② 支援者は、援助を必要とする方とあらかじめ災害時の支援について話し合いをしておきます。

③ 安否確認の訓練と合わせ、援助が必要な方を支援する訓練を行います。

(4)防災知識を普及啓発します。

災害への備えを、各人・各世帯で意識することが防災の基本です。市では、いろいろな機会をとらえて防災知識の啓発に努めますが、地域でも防災知識の普及のため、例えば以下のような項目について地域の会合等の際に研修や話し合いを行います。

- ・ 災害時の避難場所や避難ルートの確認
- ・ 非常持ち出し品の準備
- ・ 災害時に家庭に必要なものの備蓄

(停電の際に必要な石油ストーブやカセットコンロ、調理不要の非常食、飲料水など)

- ・ 各家庭の非常時の連絡方法などのメモの作成
- ・ 家具の固定など、災害から身を守るための日頃からの工夫
- ・ 住宅の耐震化

(建築基準法が改正された昭和 56 年以前に建築された建物は、耐震性が十分でないものがあります。市でも耐震診断事業を行っていますので、まずは耐震診断を受けて、必要であれば耐震改修を行いましょう。)

- ・ 隣近所の安否確認の重要性について

(各家庭の安否を地区の班長等へ伝える仕組みを作ることにより、地区内全世帯の安否確認が容易となります。)

※市や消防本部では、研修や訓練を行う際の講師も派遣しますのでお問い合わせください。

市内の自主防災組織による訓練などの活動事例

・ 継続的な防災訓練の実施

訓練を毎年継続することにより、確認できた反省点をその後の避難計画に活かすことができます。住民の参加意識を高めるために、初期消火や心肺蘇生法など生活に役立つ訓練を組み合わせて実施している地域や、地元の中学校と連携し地区民と中学生とが一緒に訓練を行うことにより、地域の連帯感を持たせるなどの工夫をしている地域、また、地区運動会に防災訓練の内容を取り入れるなど、ユニークな取り組みを行っている地域があります。

・ 「防災家族カード」の作成による災害時要援護者の把握

自主防災組織による独自の活動として、災害時の安否確認や避難支援に活かすため、各世帯に家族カードを配布して家族構成等を記入してもらい、日中独居高齢者等の把握に役立てている地域があります。

・ 地域防災マップの作成

地域内の危険箇所だけでなく、井戸や湧き水、発電機をもつ事業所、要援護者など地域で集めた情報を地図に書き込み、情報を共有しながら防災力を高めている地域があります。

・ 自主防災組織の連携

コミュニティ地区で自主防災組織の連絡協議会を設置し、組織間連携や情報共有などに活かしている地域があります。

※市内組織の活動状況は市ホームページの自主防災組織のコーナーをご覧ください。

http://www.city.hanamaki.iwate.jp/bosai/bosaik/jishubo_index.html

花巻市災害時要援護者台帳の取扱いについて

・「災害時要援護者支援制度」は、災害が起きたときに手助けが必要な人（災害時要援護者）を身近な地域で支える仕組みです。市では、支援を必要とする方（以下「要援護者」という。）からの申請により、災害時要援護者台帳に登録し、氏名等の情報を居住地の行政区長、民生委員及び消防団分団長に提供するなど、日ごろの見守りや災害時の対応に役立てていただきます。

※ 平成24年度には、台帳登録者や支援者の地図情報をデータベース化して提供する予定です。

・自主防災組織は、市と個人情報の取扱いに関する協定を締結することにより、当該地域の台帳を取得することが出来ます。

※ 詳しくは、担当の地域福祉課にお問い合わせください。

・台帳は、地域の中で組織の役員等が情報として共有することが可能です。

※ 地域外へ個人情報が出ることのないよう、台帳管理には細心の注意が必要です。

・台帳に記載されている支援者や自主防災組織が定めた支援者は、日頃から担当する要援護者と連絡を取り、災害時の避難方法について確認することが重要です。

・台帳は、あくまで希望登録制ですので、地域内すべての要援護者が登録されているわけではありません。（前記の活動事例のように「防災家族カード」などにより災害時に援助が必要な方の把握に努めている組織もあります。）

※ 個人情報の取扱いは、市ホームページにも説明がありますので参考にしてください。

http://www.city.hanamaki.iwate.jp/city/somu/kojin_johohogo.html

災害時の活動

ポイント！！

- ・災害時は、まず自分の身の安全が第一です。自分と家族の安全を確保し、火の始末を確認したうえで、隣近所と自主防災の活動を行いましょう。
- ・安否確認活動は、原則として震度5弱以上の地震の場合に、災害時要援護登録者を中心に行うこととします。市への支援や救援を必要とする場合以外は、市への報告を義務づけるものではありません。
- ・必要に応じて、市から個別に安否確認をお願いしたり、職員が自主防災組織に出向いて情報収集させていただくことがあります。
- ・えふえむ花巻（78.7MHz）を聴きましょう。正確な情報を得ることで落ち着いて行動できます。

(1) 地域住民による安否確認活動

隣近所の安否確認を共同で行い、各班長等を通じて異常の有無を会長へ連絡します。人命にかかわる事態であるときは、ただちに 119 番通報して下さい。
※平常時の啓発活動が大切です。

(2) 避難誘導活動

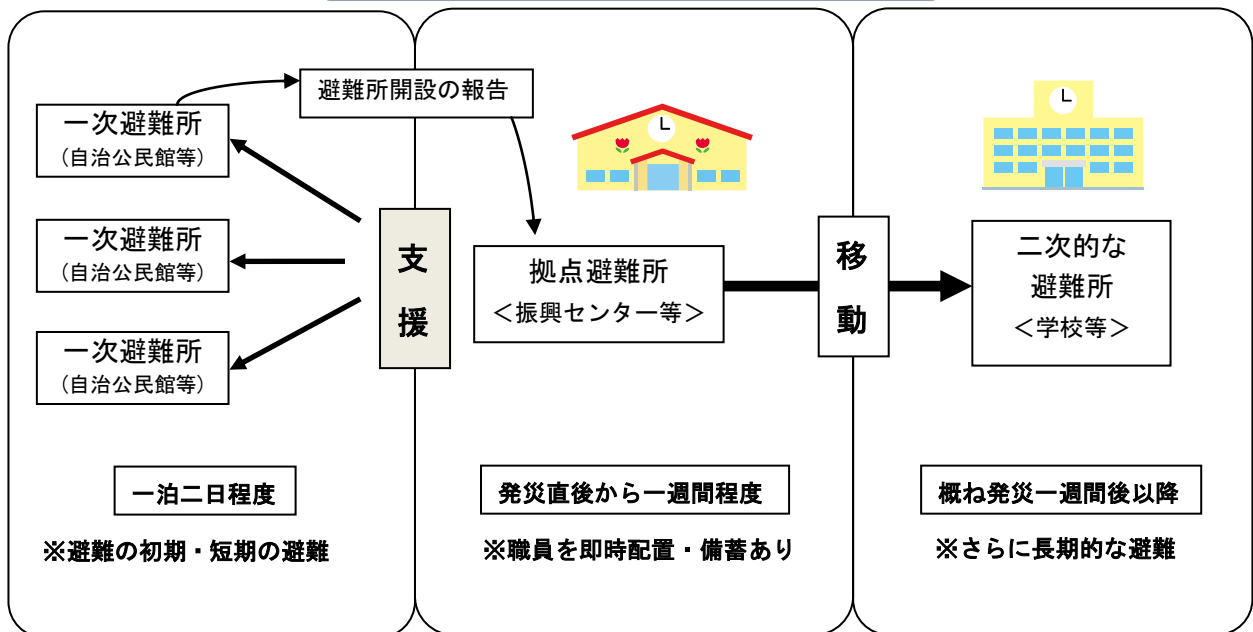
自宅にとどまっていることが危険な状況である場合は、周辺に声をかけながら、家族と一緒に安全な場所に避難します。また、支援者を中心に地域の皆さんが協力して、災害時要援護者を避難場所に避難させます。

(3) 避難所の開設と運営

市では、振興センター等市内 27 地区ごとに拠点避難所を設置しますが、拠点避難所への移動がすぐには困難な場合など、地域で住民の避難が必要であると判断される場合、地区内の自治公民館等を一次避難所として開設・運営することが必要になります。

この場合、避難状況を市（災害対策本部又は振興センター等）に連絡していただくことにより、市が物資等必要な支援を行います。

避難所開設のイメージ

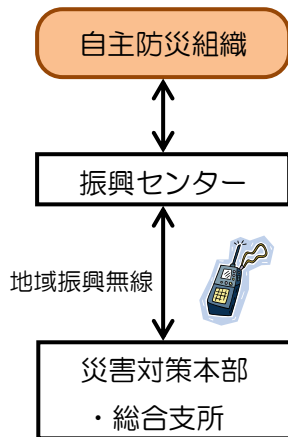


(4)情報の伝達と支援の要請

① 情報の伝達方法

自主防災組織から市、市から自主防災組織への連絡方法は、通信手段が機能しているかどうかによって、次のいずれかによります。

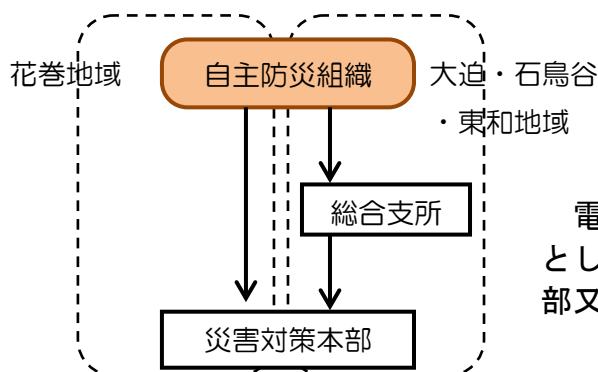
ア) 通信手段が途絶又は混信している場合



- ・ 自主防災組織は、要援護登録者を中心に、捜索又は救出・救護の必要がある等の場合、必要な支援を振興センターへ要請します。
(急を要する場合は 119 番や消防団などを通じて市へ情報をつなぐことが必要です。一般世帯も支援を必要とする場合は同様です。)
- ・ 連絡手段は直接振興センターに連絡するものとしませんが、困難な場合は、職員が直接自主防災組織の代表者等を訪問し確認します。
- ・ 自主防災組織が未結成の地域は、自治会・町内会・自治公民館等の組織を活用し、行政区長へ伝達、区長が振興センターと連絡を取ります。

※ なお、震度 5 弱以上の地震が発生した場合、振興センターには夜間や休日でも職員が参集して連絡体制を整えます。振興センター、総合支所、対策本部との間は、防災専用の「地域振興無線」で停電時でも相互に連絡が可能です。

イ) 通信手段が機能している場合



電話など通常的手段によって、原則として自主防災組織等から直接対策本部又は総合支所に連絡します。

② 情報伝達事項

ア) 地域から市への情報

- ・ 災害時要援護登録者の安否確認の情報（異状があった場合）
- ・ 急病人・けが人の医療搬送の要請（直接 119 番）
- ・ 区域内の被害状況確認
（崖崩れ等被害発生のおそれがある箇所の情報を含む）
- ・ 一次避難所の有無（その連絡先や避難者数、必要物資等）

イ) 市から地域へ提供する情報

- ・ 避難情報（避難指示、避難勧告、避難準備情報）
- ・ 市内外の被災状況（人的物的被害のほか、ライフラインの状況など）
- ・ 気象情報、災害予想等（雨量や水位の状況など）
- ・ 市の応急対策の状況と見通し
- ・ 避難所開設、運用状況
- ・ 生活支援情報（給水、道路関係、公共交通、医療体制など）
- ・ その他（公共施設の運営状況、ごみ収集、他）

※市からの情報は、えふえむ花巻、エリアメール、市の広報車、大迫地域においては防災行政無線、東和地域においては有線放送などの手段によってお知らせします。

災害別・・・地震発生時の活動

地域内の安全点検と安否確認

原則として、震度 5 弱以上の地震が発生した場合、自主防災組織は、民生児童委員、行政区長、消防団等と協力しながら、地区内の安全点検と災害時要援護者等の安否確認を行います。震度 5 弱は市としての一応の目安であり、明らかに被害が無い場合の対応については、地域内であらかじめ取り決めておきます。

市は 27 箇所の振興センターに防災用の無線機、発電機などを配備し、地域の情報収集、伝達の拠点としています。震度 5 弱以上の地震発生時には、振興センターに複数の職員を配置して、地域からの情報の収集にあたることとしています。



地震により避難が必要となった場合

地震発生後、停電等が原因で日常生活に支障をきたし、避難生活が必要となる場合があります。その状況に応じ、次により避難します。

① 拠点避難所への避難

市は、振興センターやその近隣施設など市内 27 地区ごとに拠点避難所を設置し、避難者の受入れ体制を整えます。自主防災組織の活動として災害時要援護者の拠点避難所への避難支援を行います。

② 自主防災組織などが自主的に開設する一次避難所(自治公民館等)への避難

拠点避難所が遠いなどの理由により必要がある場合、地区内の自治公民館等を一次避難所として開設します。これはあくまで一時的な緊急避難であり、長期の避難生活が必要となる場合は、状況に応じて市の開設する拠点避難所へ移動します。

(一次避難所となる自治公民館等には、ろうそく・毛布・電気を使用しない石油ストーブなど一両日をしのげる程度の装備の設置を推奨します。)

③ 二次避難所の開設

避難者が多数に及び、避難が長期化するなどして拠点避難所だけでは対応できない場合、市が、学校施設などに二次避難所を開設します。

災害別・・・地震以外の災害発生時の活動

(1) 水害や土砂災害が発生又は発生の恐れがあり、避難が必要となる場合

自主的に又は市が発する避難情報により、該当地区の住民は組織内の班等で互いに協力しながら市指定避難所へ避難します。

自治公民館等に一次避難する場合、自主防災組織の代表者等は、避難者の世帯数と人数を市災害対策本部へ報告するとともに、必要な支援の内容を伝えます。



(2) 市街地での大規模火災の発生など、緊急的に避難が必要な場合

該当地区の住民は、自主的に又は消防などの指示により、速やかに危険の及ばない避難場所(公園等)へ避難します。家屋の焼失等により避難生活が必要となった住民は、市の指定する避難所へ避難します。自主防災組織は、これらの避難を支援します。

(3) 雪による被害が発生又は発生の恐れがある場合

積雪により集落が孤立するおそれがある場合は、地域は、その状況について市に報告します。市では逐次除雪をしていますが、地域からの連絡により速やかに除雪体制を強化するなどの必要な対応を行います。電話が不通となった場合、地元消防団の無線機などを利用して市と連絡をとります。

(4) 水害に備えた自主防災組織の協力体制について

自主防災組織どうしの協力体制を築いておくことで、よりスムーズに災害に対処することができます。例えば、一次避難所を水害のおそれのない他の地域の自治公民館にしておくなど、普段から組織間の話し合いにより取り決めをしておきましょう。

避難情報の提供について

避難情報は、えふえむ花巻、NTTドコモのエリアメールサービス、消防車両、消防団車両、市の広報車、該当地区への個別連絡などを通じてお知らせします。そのほか、大迫地域においては防災行政無線、東和地域においては有線放送など様々な手段を用いて広報します。

＝市が発表する避難の情報＝
避難指示 > 避難勧告 > 避難準備情報
大 ← 危険の切迫度 → 小

最後に



自主防災組織の設立方法や活動内容について、また訓練のやり方など、分からないことがありましたら、市役所総務部防災危機管理課へご相談ください。

地域での防災組織の啓発活動など、ご要望に応じて出向いて参りますので、お気軽にお声掛けください。

お問い合わせ先

花巻市総務部防災危機管理課
〒025-8601 花巻市花城町 9 番 3 0 号
TEL 0198-24-2111 FAX 0198-24-0259